告　示

○指定公金事務取扱者の変更の届出（591・産業政策課）
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（592・河川砂防課）
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（593・建築住宅課）
○道路の供用開始（594・北秋田地域振興局建設部）
○建設業の許可の取消し（595・仙北地域振興局総務企画部）
○建設業の許可の取消し（596・雄勝地域振興局総務企画部）

秋田県告示第５９１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第３項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者から変更の届出があったので、同条第４項の規定に基づき告示する。

令和８年11月24日

秋田県知事　鈴　木　健　太

指定公金事務取扱者の名称		変更年月日
変更前	変更後	
一般財団法人地域総合整備財団	一般財団法人ふるさと財団	令和８年10月１日

秋田県告示第５９２号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和８年11月24日

秋田県知事　鈴　木　健　太

区　域　名	区　域	
	郡市　町村　大字　字	地　番
狐台	大館市柄沢字狐台	51番１の一部（次の図に示す部分に限る。）、51番114の一部（次の図に示す部分に限る。）、51番115の一部（次の図に示す部分に限る。）、51番131、51番132の一部（次の図に示す部分に限る。）、52番９の一部（次の図に示す部分に限る。）、52番22の一部（次の図に示す部分に限る。）、52番31の一部（次の図に示す部分に限る。）、52番32の一部（次の図に示す部分に限る。）、52番33の一部（次の図に示す部分に限る。）、52番34の一部（次の図に示す部分に限る。）、52番35の一部（次の図に示す部分に限る。）、52番42の一部（次の図に示す部分に限る。）52番43、52番44、143番１の一部（次の図に示す部分に限る。）、143番２の一部（次の図に示す部分に限る。）、143番３の一部（次の図に示す部分に限る。）、143番４の一部（次の図に示す部分に限る。）、143番５の一部（次の図に示す部分に限る。）、143番６の一部（次の図に示す部分に限る。）、143番７の一部（次の図に示す部分に限る。）143番８の一部（次の図に示す部分に限る。）、143番12の一部（次の図に示す部分に限る。）

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び秋田県北秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第５９３号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条第１項の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、法第60条第３項の規定に基づき、公告する。

令和８年11月24日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１　支援業務の種別
　法第62条第２号から第４号まで及び第６号の業務
２　支援法人の名称又は商号
　特定非営利活動法人きらら
３　主たる事務所の名称及び所在地
　名称　　特定非営利活動法人きらら
　所在地　秋田市大町二丁目５番１号

秋田県告示第５９４号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和８年11月24日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１　供用開始の区間

道路の種類	路　線　名	区　　間
主要地方道	十二所花輪大湯線	大館市十二所字窄合33番２から52番２まで

２　供用開始の期日　令和８年11月24日（火）

３　供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

（１）　場所　北秋田市鷹巣字東中岱76番地１　秋田県北秋田地域振興局建設部企画・用地課

（２）　期間　令和８年11月24日（火）から同年12月８日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

秋田県告示第５９５号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、公告する。

令和８年11月24日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１　処分をした年月日

令和８年11月６日

２　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社杉本建設

大仙市大曲字上笑ノ口29番地５

代表取締役　杉　本　　将

秋田県知事許可（般－４）第82170号

３　処分の内容

解体工事業に係る一般建設業許可の取消し

４　処分の原因となった事実

令和８年11月６日付けで解体工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第１項第５号に該当する。

秋田県告示第５９６号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、公告する。

令和８年11月24日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１　処分をした年月日

令和８年11月６日

２　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社オカダエンジニアリング

湯沢市前森四丁目２番地36

代表取締役　岡　田　　一

秋田県知事許可（特－７）第7327号

３　処分の内容

建築工事業、大工工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業及び防水工事業にかかる特定建設業許可の取消し

４　処分の原因となった事実

令和８年11月４日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業及び防水工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第１項第５号に該当する。